



大阪オフィス特別セミナーのご案内

ASEAN・インドシリーズセミナー

第1回「シンガポール・マレーシアでのM&Aにおける実務上のポイント」

日 時： 2024年7月1日(月) 14:00～16:00 (受付開始13:30)

会 場： TMI総合法律事務所 大阪オフィス セミナールーム
〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町8-1 大阪梅田ツインタワーズ・ノース36階
(JR「大阪」駅、阪急「大阪梅田」駅、阪神「大阪梅田」駅、地下鉄御堂筋線「梅田」駅、地下鉄谷町線「東梅田」駅、各駅より徒歩約5分)

講 師： TMI総合法律事務所 シンガポールオフィス 関川 裕 パートナー弁護士
TMI総合法律事務所 シンガポールオフィス 梅田 宏康 パートナー弁護士

参加費： 無料

言語： 日本語

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

TMI 総合法律事務所では、主にクライアント様を対象に情報提供の場として、特別セミナーを開催しております。今般、大阪オフィスにて、ASEAN 及びインドをテーマとしたシリーズセミナーを行うこととなりました。シリーズセミナーの第 1 回となる今回は、シンガポール及びマレーシアを対象とし、「シンガポール・マレーシアでの M&A における実務上のポイント」と題するセミナーを開催いたします。

ASEAN・インドは、豊富かつ安価な労働力を有していることから「世界の工場」として注目されてきましたが、近年では高い経済成長率、購買力の向上、若年人口の増加を背景に、「世界の市場」としての注目度も高まってきています。そして、ASEAN・インドの中でも経済発展が進んでおり、法規制やインフラ等が整備されているシンガポール及びマレーシアは、ASEAN・インドの中心的な役割を担っており、多くの日系企業が地域統括拠点や製造拠点を設けています。

シンガポール・マレーシアへ進出するにあたっては、現地法人を設立することが一般的ですが、人材確保、販売網の確立、ブランド構築等の時間を節約するために、現地企業を M&A することによって進出する例も多くなってきています。しかしながら、既に業務を行っている現地企業を M&A する場合には、一から法人を設立する場合と異なり、過去の会社運営の適法性、締結されている契約の内容、偶発債務の有無等、様々な観点から対象企業の調査を行う必要があるとともに、M&A に特有の法的な規制に

も注意が必要です。

そこで、本セミナーでは、TMI 総合法律事務所のシンガポールオフィスに駐在しており、シンガポール及びマレーシアの M&A を多く取り扱っている日本人弁護士により、シンガポール・マレーシアで M&A を行う際のポイントを、実務を踏まえた上で解説いたします。

また、本セミナーにおいては質疑応答の時間も設け、皆様のご関心事項や疑問に対しても、講師から直接回答をさせていただきます。

ご多用中とは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

謹白

【講師紹介】

関川 裕 弁護士 (TMI 総合法律事務所 シンガポールオフィス パートナー)

2005 年 10 月 第二東京弁護士会登録(～2010 年 7 月)
2011 年 5 月 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)
2011 年 7 月 シンガポール ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所勤務
2012 年 7 月 第二東京弁護士会登録、TMI 総合法律事務所勤務
2012 年 10 月 シンガポールオフィス駐在
2018 年 1 月 パートナー就任

日本国弁護士、シンガポール法弁護士(FPC)、第二東京弁護士会所属。M&A、ファイナンス、知的財産、不動産取引等を主な取扱分野とし、シンガポールを含めた ASEAN 各国に進出・投資する日系企業へのリーガルサービスを提供している。2012 年から TMI 総合法律事務所シンガポールオフィスに勤務しており、シンガポール在住歴は 10 年を超える。

詳細はこちら

<https://www.tmi.gr.jp/people/y-sekikawa.html>

梅田 宏康 弁護士 (TMI 総合法律事務所 シンガポールオフィス パートナー)

2010 年 12 月 第二東京弁護士会登録
2011 年 1 月 TMI 総合法律事務所勤務
2013 年 5 月 インドネシア ジャカルタの Mataram Partners 法律事務所勤務
2018 年 5 月 ペンシルベニア大学卒業(LL.M.)
2018 年 9 月 インドネシア ジャカルタの Mochtar Karuwin Komar 法律事務所勤務
2019 年 4 月 TMI 総合法律事務所復帰、シンガポールオフィス駐在
マレーシア クアラルンプールの Chooi & Company 法律事務所駐在
2024 年 1 月 パートナー就任

日本国弁護士、シンガポール外国法弁護士、第二東京弁護士会所属。マレーシアでの M&A、紛争、労務、不動産取引等を主な取扱分野とし、マレーシアに進出・投資する日系企業へのリーガルサービスを提供している。2019 年から TMI 総合法律事務所シンガポールオフィスに勤務し、マレーシア・クアラルンプールの現地法律事務所での駐在経験も有する。

詳細はこちら

<https://www.tmi.gr.jp/people/h-umeda.html>

【お申込方法】

以下の本セミナー専用申込ページより、お申込をお願いいたします。

申込期間 : 2024年5月27日(月)10:00～同年6月7日(金)17:00

本セミナー専用申込ページ: <https://tmi.smtg.jp/public/seminar/view/22633>

- ※ 1社2名様まで、先着順の受付とさせていただきます。定員になり次第お申込受付を終了いたしますので、何卒ご了承ください。(定員:30名)
- ※ 会場内での録音・録画はご遠慮ください。
- ※ 恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含みます)の参加はご遠慮ください。
- ※ ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、ご参加をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ※ やむを得ず開催方式の変更、中止等が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。
- ※ 会場開催にあたり、体調がすぐれない方(発熱、咳など風邪の症状がある方を含みます)は、ご参加をお控えくださいますようお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所 東京オフィス

担当:長田・須藤

電話:03-6438-5511(代表)

TMI 総合法律事務所 大阪オフィス

担当:橋元・伊藤

電話:06-6311-0577(代表)

e-mail: special_seminar_osaka@tmi.gr.jp